

参考資料:立地適正化計画(都市再生特別措置法)



15	16	17
23	24	25
31	32	33

[illegible]

《凡例》

- 都市機能誘導区域(居住誘導区域も含む)
居住誘導区域

注意

- (1) 本資料については、令和6年12月に作成したものです。
- (2) 本資料の参照元データが古い場合等がありますので、最新情報は指定権者に必ず確認してください。
- (3) 本資料は地図作成上の誤差が含まれています。

$$S = 1/3,000$$